

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>【I】 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ <u>「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>⑪ <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる輸出契約等については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」1に掲げる国を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下イ及びロにおいて同じ。）の所在する国又は取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認</u></p>	<p>【I】 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ 別紙6に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、保険契約を締結しないこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>本店の所在する国とする。以下ロにおいて同じ。）とする輸出契約等のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該輸出契約等の相手方又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等」という。）については、保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>ロ 「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」2に掲げる国を輸出契約等の相手方の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする輸出契約等のうち、<u>ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</u></p>		
2 (略)	2 (略)	
<p>3 船積前に係る取扱事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。</p> <p>イ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る<u>代金等</u>の支払人が異なる場合には、双方の者とする。以下④において同じ。）が名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はE E格、E A格、E M格、E F格若しくはE C格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ただし、約款第4条第11号の事由のてん補については、輸出契約等の締結の相手方又は当該輸出契約等に係る代金等の支払人のいずれかが名簿上G S格、G A格又はG E格に格付けされている場合</p>	<p>3 船積前に係る取扱事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。</p> <p>イ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る<u>代金、貸貸料又は対価</u>（以下「<u>代金等</u>」という。）の支払人が異なる場合には、双方の者とする。以下④において同じ。）が名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はE E格、E A格、E M格、E F格若しくはE C格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ただし、約款第4条第11号の事由のてん補については、輸出契約等の締結の相手方又は当該輸出契約等に係る代金等の支払人のい</p>	

新	旧	備考
<p>に限る。</p> <p>ロ <u>I L C</u>により代金等が決済されるもの（I L Cの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされている場合に限る。以下5③において同じ。）</p> <p>この場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「株式会社日本貿易保険は、貿易一般保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号のてん補危険について、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）取得前及び事故発生日において当該 I L Cが無効であった場合の信用事由（約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。以下同じ。）による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>ハ （略）</p>	<p>ずれかが名簿上G S格、G A格又はG E格に格付けされている場合に限る。</p> <p>ロ <u>取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）</u>により代金等が決済されるもの（I L Cの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされている場合に限る。以下5③において同じ。）</p> <p>この場合、保険契約の申込時において、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「株式会社日本貿易保険は、貿易一般保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号のてん補危険について、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）取得前及び事故発生日において当該 I L Cが無効であった場合の信用事由（約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。以下同じ。）による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>ハ （略）</p>	
<p>[II] （略）</p>	<p>[II] （略）</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年8月1日</u>] この改正は、<u>平成30年8月2日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年7月10日</u>] この改正は、<u>平成30年7月11日</u>から実施する。</p>	

新	旧	備考																																																
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)																																																	
<p data-bbox="96 240 203 272">[別紙7]</p> <p data-bbox="159 320 913 352">公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p data-bbox="96 400 232 432">1 対象国</p> <table border="1" data-bbox="125 472 972 908"> <tbody> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>イエメン</td> <td>ガンビア</td> <td>ギニアビサウ</td> </tr> <tr> <td>キリバス</td> <td>キルギス</td> <td>サモア独立国</td> <td>サントメ・プリンシペ</td> </tr> <tr> <td>タジキスタン</td> <td>チャド</td> <td>中央アフリカ共和国</td> <td>ツバル</td> </tr> <tr> <td>トーゴ</td> <td>トンガ</td> <td>ニジェール</td> <td>ハイチ</td> </tr> <tr> <td>ブルンジ</td> <td>マーシャル諸島</td> <td>マラウイ</td> <td>ミクロネシア</td> </tr> <tr> <td>南スーダン共和国</td> <td>モザンビーク</td> <td>モルディブ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="96 956 232 987">2 対象国</p> <table border="1" data-bbox="125 1027 972 1383"> <tbody> <tr> <td>ウガンダ</td> <td>エチオピア</td> <td>ガーナ</td> <td>カメルーン</td> </tr> <tr> <td>ギニア</td> <td>ケニア</td> <td>コートジボワール</td> <td>コモロ</td> </tr> <tr> <td>コンゴ民主共和国</td> <td>シエラレオネ</td> <td>セネガル</td> <td>ソロモン</td> </tr> <tr> <td>タンザニア</td> <td>バヌアツ</td> <td>ブルキナファソ</td> <td>ベナン</td> </tr> <tr> <td>マダガスカル</td> <td>マリ</td> <td>モーリタニア</td> <td>モルドバ</td> </tr> <tr> <td>リベリア</td> <td>ルワンダ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ				
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																															
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																															
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																															
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																															
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																															
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																															
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																															
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																															
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																															
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																															
リベリア	ルワンダ																																																	

新	旧	備考
[別表] (略)	[別表] (略)	